

## 質疑書に対する回答書

対象	質疑事項	回答
1	<p>実施要領・提案書作成要領</p> <p>【実施要領P.6の(5)第2次審査のウの(イ)】  <b>【プロポーザル提案書作成要領P.1の1提案書作成方法の(1)の2の表紙、目次】</b>  <b>【プロポーザル提案書作成要領P.3の2その他の(4)】</b>                      実施要領には提案者を特定する内容の記述又は発言をしない、提案書作成要領では正本の表紙には提案者の名称を記載すること、提案書は正本の表紙を除き、提案者を特定することができる内容の記述をしないこと、とそれぞれ記載がございます。                      正本の表紙のみ提案者の名称記載可、副本の表紙はマスキング処理する、他ページには一切の記載不可の認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。提案者の名称など、提案者を特定することができる内容を記載できるのは正本の表紙のみです。</p>
2	<p>仕様書・提案書作成要領</p> <p>【業務委託仕様書P.1の7 作業体制の(1)】  <b>【プロポーザル提案書作成要領P.2の2提案書の事業内容の(3)】</b>                      業務従事者の配置について、加配の配置基準についてご教示くださいませ。                      また、加配に対応する業務従事者を配置した場合の人件費は委託費に含まれるでしょうか。                      それとも、別途協議のうえ変更契約等による委託費増額となるでしょうか。</p>	<p>加配の配置基準は特に定めていませんが、配慮が必要な児童がいるクラブへ配置しており、9人分の加配の人件費を委託料に含んでいます。委託後に新たに加配が必要になった場合は、別途協議となります。</p>
3	<p>実施要領・仕様書</p> <p>【実施要領P.6の(5)第2次審査のウの(ア)】  <b>【業務委託仕様書P.2の(2)】</b>                      プレゼンテーション・ヒアリングの出席者に記載されているプロジェクト責任者と作業体制(2)に記載されている統括管理責任者は同じ者で差し支えないでしょうか。</p>	<p>差し支えありません。</p>

## 質疑書に対する回答書

対象	質疑事項	回答
4	仕様書 <b>【業務委託仕様書P.2の(3)】</b> 業務の実施区分ごとに定める業務責任者について、実施区分ごとの定義をご教示くださいませ。 例:クラブごとに1名配置、別紙2の業務実施場所の1 放課後児童クラブ【通年開設】【長期休みのみ開設】のNo.ごとに1名配置、など。	各クラブごとに1名配置、別紙2の業務実施場所の1 放課後児童クラブ【通年開設】【長期休みのみ開設】のNo.ごとに1名配置となります。
5	仕様書 <b>【業務委託仕様書P.2の(6)業務ごとに必要な業務従事者の資格等】</b> ① 放課後児童クラブ業務では、新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月26日新城市条例第43号)第10条第3項に規定する者、と記載がございます。 こちらは業務従事者ではなく業務責任者の認識で相違ないでしょうか。 それとも、業務委託仕様書に記載のとおりすべての業務従事者が第10条第3項に規定する者の認識でしょうか。	業務従事者は、業務責任者を含んで2名以上の配置とし、新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月26日新城市条例第43号)第10条第3項に規定する者となりますが、1名(業務従事者)については補助員に代えることが可能です。
6	仕様書 <b>【業務委託仕様書P.2の(3)】</b> <b>【業務委託仕様書P.2の(6)の①】</b> 業務の実施区分ごとに定める業務責任者について、受託者が1年又は2年以内に新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月26日新城市条例第43号)第10条第4項に規定する研修を修了させる予定のある者を業務責任者とみなして配置することは可能でしょうか？	新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月26日新城市条例第43号)第10条第3項に規定する(8)までは、既に支援員資格を持っているため、業務責任者とみなして配置することは可能です。
7	提案書作成要領 <b>【プロポーザル提案書作成要領P.1の2提案書の業務体制の(8)】</b> おやつ提供について、現在提供しているおやつ1人あたり単価をご教示くださいませ。	通年は50円、長期休みは80円です。
8	提案書作成要領 <b>【プロポーザル提案書作成要領P.2の2提案書の事業内容の(4)】</b> 職員の処遇改善について、旧臨時特例(月額9,000円相当の処遇改善)の交付金を申請する場合、委託費とは別でしょうか。それとも委託費に含まれるでしょうか。	処遇改善等事業は活用していませんので、委託料とは別です。

## 質疑書に対する回答書

対象	質疑事項	回答
9	提案書作成要領  【プロポーザル提案書作成要領P.3の(2)様式等の形式】 ページ数の制限についての記載がございましたが、ページ数制限なしの認識で相違ないでしょうか。	提案書のページ数に制限は設けておりません。
10	仕様書  【別紙1の①放課後児童クラブ業務の8の1】 クラブ運営の総括責任者の配置及び運営管理、の記載がございましたが、この者は業務委託仕様書に記載されている統括管理責任者と同一の認識で相違ないでしょうか。 【別紙1の①放課後児童クラブ業務の8の3】 児童の傷害保険料の徴収及び市への納付、の記載がございましたが、現在加入されている傷害保険の種類をご教示くださいませ。また、児童の傷害保険料の加入、の記載もございましたが、児童の傷害保険の加入、の認識(加入手続きを市ではなく受託者にて行うこと)で相違ないでしょうか。	【別紙1の①放課後児童クラブ業務の8の1】 お見込みのとおりです。 【別紙1の①放課後児童クラブ業務の8の3】 現在、加入している損害保険の種類は、(傷害保険1名あたり)死亡1,000千円、入院日額1,500円、通院日額1,000円 保険料額385,320円 (賠償責任保険)身体障害1名につき20,000千円、1事故につき100,000千円、財物損壊1事故につき2,000千円 保険料額88,630円です。 児童の傷害保険の加入という認識で相違ありません。
11	仕様書  【別紙1の①放課後児童クラブ業務の8の6】 施設及び備品の修繕については、年間15万円を上限に事業者が負担するものとし、の記載がございましたが、全体で15万円が上限の認識で相違ないでしょうか。 それとも1クラブあたり年間15万円が上限の認識であるか、ご教示くださいませ。	1クラブあたりではなく、クラブ全体で年間15万円が上限です。
12	仕様書  【別紙3の費用分担区分の需用費】 燃料費が受託者負担となっておりますが、具体的にどのような燃料費が必要になるでしょうか。また、令和5年度実績の年額をご教示くださいませ。 光熱水費と費目・負担区分が異なっているご事情やご理由があればご教示願えますと幸いです。	燃料費は、石油ストーブの灯油代です。令和5年度の実績はありません。 支出科目の性質上、電気、水道料金は光熱水費となります。また、負担区分が異なっているのは、電気、水道料金は支払方法が灯油代と異なるためです。

## 質疑書に対する回答書

	対象	質疑事項	回答
13	仕様書	<p><b>【別紙3の使用料及び賃借料】</b>            公民館施設使用料、の記載がございますが、庭野児童クラブ(庭野公民館)の認識で相違ないでしょうか。            また、現在の使用料(月額)をご教示くださいませ。            公設民営型の運營業務委託において、公民館の施設使用料が委託者負担ではなく受託者負担となっているご理由やご事情があればご教示願えますと幸いです。</p>	庭野児童クラブの空調機使用料(1時間100円)となります。
14	仕様書	仕様書2ページの2～3行目に「現在の報酬と同水準以上の報酬」と記載がございますが、現状の給与体系(時給の税込金額・手当(交通費など))をご回答宜しく願いいたします。	別紙資料のとおりです。
15	仕様書	<p>① 放課後児童クラブ業務            別表、最下部の長期休み(学年始め・夏季・冬季・学年末)について、具体的な日程をご回答宜しく願いいたします。</p>	(1) 学年始め 4月1日から入学式の前日まで (2) 夏季 7月21日から8月31日まで (3) 冬季 12月24日から翌年1月6日まで (4) 学年末 3月25日から3月31日まで となります。

## 質疑書に対する回答書

対象	質疑事項	回答
16	<p>仕様書</p> <p>別紙3 費用負担区分について                      ・おたより、資料等の印刷                      おたより、資料等の「配布の頻度」・「1回の配布における枚数」・「配布の回数」を ご回答宜しく願います。</p> <p>・損害保険、賠償責任保険                      現状加入されている損害保険、賠償責任保険の「内容(項目)」・「保険金額(ご契約金額)」・「保険会社様に支払いされている保険料(金額)」をご回答宜しく願います。</p> <p>・おやつ提供                      おやつの「配布の頻度」・「1回の配布におけるおやつの単価」・「おやつ配布の回数」をご回答宜しく願います。</p> <p>・支援員の研修参加費(旅費含む)                      研修参加の「回数」・「場所(新城市内・東三河地区・岡崎市・名古屋市・県外など)」・「人数」の見込をご回答宜しく願います。                      ※研修参加費・交通費・旅費の算出のため</p>	<p>回答</p> <p>・おたより、資料等の印刷                      こちらから必要な時にお問い合わせの程度です。実績はほとんどございません。</p> <p>・損害保険、賠償責任保険                      No10の回答をご参照ください。</p> <p>・おやつの提供                      通年:1日1回、1日1人あたり単価50円                      長期休み:1日1～2回、1日1人あたり単価80円です。</p> <p>・支援員の研修参加費(旅費含む)                      研修については、東三河地区1回、その他は新城市内で4～5回を見込んでいます。人数は、東三河地区は7人を見込んでおり、新城市内は全支援員を対象としています。</p>
17	<p>仕様書</p> <p>別紙4 令和6年度ハートフルスタッフ活用事業について                      担当 A①～M②まで合計人数の38名は最低必要な人数との認識で良いかどうかご回答を宜しく願います。</p>	<p>令和6年度については、各学校の時間割に合わせて別紙4の配置を行っていますので、この配置人数と時間を基本としてください。ただし、令和7年度以降については、合計人数が必ずしも38名必要という訳ではありません。仕様書「4 業務時間」の条件のもと、学校に割り当てる総時間数を満たす人数を配置いただければ問題ありません。例えば、千郷中で、J①～③の3名が配置されていますが、3名の総合計の週35時間を2名で行う形でもよいと思います。ただし、ハートフルスタッフの配置が大きく変わる場合は、学校側に相談する、あるいは事情を説明して理解していただく必要がございます。</p>